

各都道府県知事 殿
各指定都市市長 殿

個人情報保護委員会事務局長

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの改正について（依頼）

平素よりマイナンバーの適正な取扱いについて、御協力いただきありがとうございます。

今般、個人情報保護委員会は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号。以下「デジタル社会形成整備法」という。）の施行による個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）の改正に伴い、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 5 号。以下「事業者ガイドライン」という。）及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 6 号。以下「行政機関等ガイドライン」という。）の一部を改正しました（令和 4 年個人情報保護委員会告示第 16 号及び第 17 号）。改正の概要は下記のとおりです。

貴都道府県・指定都市におかれましては、特定個人情報等の適正な取扱いについて、引き続き御対応をお願いするとともに、貴都道府県・指定都市に関連する一部事務組合、広域連合等の特別地方公共団体、地方独立行政法人等の関係団体（以下「関係団体等」という。）に対して、周知いただくようお願いいたします。

また、貴都道府県におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村（特別区を含む。）に対しても、周知いただくようお願いいたします。その際、当該市町村に関連する関係団体等に対して周知することも依頼いただくようお願いいたします。これに加え、事業者ガイドラインにつきましては、管内の経済団体、事業者等に対し、周知いただくようお願いいたします。

記

1 改正の概要

(1) デジタル社会形成整備法附則第 54 条による番号法第 32 条の削除に伴う改正

番号法第 32 条において、地方公共団体は、個人情報保護法及び番号法の規定により行政機関の長、独立行政法人等及び個人情報保護法第 16 条第 2 項に規定する個人情報取扱事業者が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講ずるものとされていたところ、デジタル社会形成整備法附則第 54 条により番号法第 32 条は削除され

た。

これに伴い、行政機関等ガイドラインにおいて、番号法第 32 条の規定に基づき、地方公共団体において個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある旨の規定を削除した。

(2) 行政機関と地方公共団体の規定の統一

デジタル社会形成整備法第 51 条による個人情報保護法の改正により、個人情報保護法第 2 条第 11 項に規定する行政機関等に、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）が含まれることとなった。

これに伴い、行政機関等ガイドラインにおいて、規定を行政機関等に統一した。

特に、行政機関等ガイドライン（別添 1）においては、安全管理措置の内容として、行政機関等と地方公共団体等で規定内容に差違がある部分も存在したが、今般、規定内容を統一した。

(3) その他の改正

- 行政機関等ガイドラインにおいて、デジタル社会形成整備法第 51 条による個人情報保護法の改正を踏まえ、番号法と個人情報保護法施行条例との関係についての記載を整理した。

- 行政機関等ガイドラインにおいて、新設条文（個人情報保護法第 75 条第 4 項、第 5 項等）による規定の追加、条文番号の改正等の形式的な改正等を実施した。

- 事業者ガイドラインにおいて、デジタル社会形成整備法第 51 条による個人情報保護法の改正を踏まえた形式的な改正等を実施した。

(4) 施行日

令和 5 年 4 月 1 日

2 添付資料

【行政機関等ガイドライン】

- 新旧対照表（行政機関等・地方公共団体等編）
- 行政機関等ガイドライン

【事業者ガイドライン】

- 新旧対照表（事業者編）
- 事業者ガイドライン
- （別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン

以上

【連絡先】

個人情報保護委員会事務局監視・監督室

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-2-1

霞が関コモンゲート西館 34 階

TEL : 03-6457-9827

E-mail : guidelines.bangou@ppc.go.jp